

令和2年度事業報告について

1 公益目的事業

(公1) 食品衛生思想の普及啓発に関する事業

【事業の趣旨】

食品営業関係者及び県民に対し、食中毒の防止等食品衛生に関する知識の普及啓発を推進したことにより、食中毒等の食品事故の防止を図り、公衆衛生の向上に寄与した。

【事業の構成】

本事業は、次の四つの事業により構成される。

公1-ア 食品衛生知識の普及啓発

公1-イ 食品衛生に関する講演会【消費者を対象】

公1-ウ 食品衛生施設の見学

公1-エ 手洗い実演講座【園児や小学生及びその保護者を対象】

【事業をまとめた理由】

公1-アから公1-エまでの事業は、いずれも食品衛生思想の普及啓発を推進したための事業であることから、一つの事業としてまとめている。

【個別の事業内容】

食中毒が発生しやすい夏季（8月）を中心に、食品衛生及び食中毒予防に関する普及啓発活動として以下の事業を実施した。

【新型コロナウイルス（SARS-covid-19）について】

令和2年の年初以来、猛威を振るっている新型コロナウイルス（SARS-covid-19）については、4月7日に、7都府県に緊急事態宣言が出され、感染拡大が見られる中、4月17日に全都道府県へ拡大され、佐賀県においては、休業・休校を要請されることになった。

この状況に鑑み、感染症予防のため、活動を自粛した。

5月14日には、緊急事態宣言について39県（佐賀県を含む）を、さらに5月21日には関西2府1県が解除された。

協会としては、養成及び実務講習会は、例年どおり実施し、お祭り等のイベントの際のうちわ、パンフレットの配布を取りやめ、8、11月のノロウイルス、食中毒のポスター配りに併せて巡回指導を実施することにした。

○公1-ア 食品衛生知識の普及啓発

(趣旨)	食品衛生、食中毒防止の意識を向上させ、公衆衛生の向上を図る。
(内容)	食中毒が多発しやすい夏場における食中毒を防止した観点から、毎年8月を「食品衛生月間」と定め、当協会各支部において多彩な取組を行う。 なお、当事業の実施に当たっては、食品衛生月間中における各種啓発チラシ等の配布や消費者からの相談等に対するアドバイスなど、食品衛生指導員が全面的に関与する。

【佐賀中部支部】

- ・食品衛生月間において、更新立入時、指導員より施設へ食品衛生月間ポスターを配布、また特別会員へ郵送した。
- ・ノロウイルス食中毒予防強化期間に、窓口にて営業許可申請者等及び手洗い教室実施施設へポスターを配布、また特別会員へ郵送した。
- ・手洗い教室実施の受講者へ「食中毒予防！みんなで守ろう3原則」下敷きを配布。

【鳥栖支部】

- ・8月「食品衛生月間」に指導員が衛生月間ポスター600枚を配布。
- ・ノロウイルス食中毒予防強化期間ポスターの掲示及び配布。
- ・手洗い教室受講者へノロウイルス食中毒を防ごう!!リーフレットを配布。

【唐津支部】

- ・食品衛生月間に指導員が食品衛生月間ポスター1,450枚を「店舗（会員）」に対し配布。
- ・ノロウイルス食中毒予防強化月間において、事務所及び唐津保健福祉事務所に「ノロウイルス食中毒強化期間」のポスターを掲示。
- ・手洗い教室実施小学校の受講児童へ「きほんの食中毒&手洗い」リーフレットを100枚配布。
- ・ノロウイルス食中毒予防強化期間ポスターを100枚配布。

【伊万里支部】

- ・多久臨床検査センターへ依頼しての検便実施（会員対象 従業員含）211件 842人
- ・食品衛生月間ポスター、除菌ウェットティッシュ配布 770枚（会員）
- ・のぼりの活用、リーフレット設置、ポスター掲示
食品衛生月間とノロ食中毒予防月間期間内に伊万里保健福祉事務所衛生対策課と協力し、伊万里総合庁舎2階に食品衛生月間ブースを設けた。（パネルやのぼりを使用。啓発品として下敷き、ティッシュ、リーフレット、うちわを設置した）
- ・ノロウイルス食中毒予防期間のポスターを伊万里保健福祉事務所に掲示、11月営業許可更新施設、10/30麻薬取扱者免許継続申請者、食品衛生指導員店舗などに配布。（100枚）

【杵藤支部】

- ・食品衛生月間及びノロウイルス食中毒予防強化期間において、武雄総合庁舎館内掲示板、杵藤保健福祉事務所衛生対策課内、食協事務所内に各普及啓発用ポスターを掲示。
- ・食品衛生月間に向けて7月中旬から8月上旬に指導員が「食品衛生月間」のポスターを会員施設に配布。（1,800枚）
- ・ノロウイルス食中毒予防強化期間において、指導員が「ノロウイルス食中毒予防強化期間」のポスターを会員施設及び手洗い教室を実施した小学校及び保育園に配布（各100枚）
- ・ノロウイルス食中毒予防強化期間において、手洗い教室を受講した生徒及び園児に食品衛生下敷きを配布予定。（200枚）
- ・ノロウイルス食中毒予防強化期間において、令和2年12月8日鹿島市のことじ保育園にて開催した手洗い教室をSTS、鹿島ケーブルテレビの取材協力により、STSは同日番組内で放送、鹿島ケーブルテレビは鹿島市内で一定期間放送、令和3年2月24日太良県立高等学校にて開催した手洗い教室を太良ケーブルテレビの取材協力により、太良町内において一定期間放送し、食中毒予防を呼びかけた。

区 分	内 容
1 事業の対象者	佐賀県民
2 事業の財源	受取地方公共団体補助金、受取入会金、受取会費のほか収益事業からの繰入金を財源とする。
3 補助金の交付元	佐賀県（生活衛生課）
4 補助金の名称	佐賀県食品衛生協会補助金
5 補助金の目的	食品衛生等思想啓発事業に対する補助

※食品衛生指導員とは

食品衛生指導員とは	日本食品衛生協会が厚生労働省と協議のうえ定めたカリキュラムに基づき、日本食品衛生協会会長が承認する、食品衛生指導員養成教育の課程を修了した者のうちで、所属自治体の保健衛生主管部局長と協議の上、適格者と認められた者に当該県食品衛生協会会長が食品衛生指導員として委嘱する。
食品衛生指導員の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・対象営業施設の巡回指導 ・食品衛生思想及び技術の普及 ・保健所との連携、協力 ・食品衛生責任者との連携 ・消費者に対し、正しい食品衛生知識の啓発など

○公1ーイ 食品衛生に関する講演会【消費者を対象】

(趣旨)	食品衛生知識の普及啓発を推進し、公衆衛生の向上を図る。
(内容)	<p>当該事業は、佐賀県食品衛生協会の支部と保健福祉事務所が地域婦人連絡協議会と連携し、地域婦人連絡協議会会員ほか消費者を対象に実施する。事業実施に当たっては、地域婦人連絡協議会は会員への参加呼びかけを担当し、当協会及び保健福祉事務所は講演会の企画・実施を担当する。</p> <p>当該事業を通して、地域婦人連絡協議会会員ほか消費者に対して食品衛生に関する知識及び食品衛生協会の活動を理解してもらうことにより、食品衛生の普及啓発を図る。</p>

【佐賀中部支部】

令和2年度は佐賀中部支部での開催なし。

【鳥栖支部】

令和2年度は鳥栖支部での開催なし。

【唐津支部】

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催なし。

【伊万里支部】

令和2年度は伊万里支部での開催なし。

【杵藤支部】

令和2年度は杵藤支部での開催なし。

区 分	内 容
1 事業の対象者	佐賀県民
2 事業の財源	受取地方公共団体補助金、受取入会金、受取会費のほか収益事業からの繰入金を財源とする。
3 補助金の交付元	佐賀県（生活衛生課）
4 補助金の名称	佐賀県食品衛生協会補助金
5 補助金の目的	食品衛生等思想啓発事業に対する補助

○公1-ウ 食品衛生施設の見学

(趣旨)	優良な食品衛生施設を実際に見学することにより、食品衛生知識・食中毒防止の意識を向上させ、公衆衛生の向上を図る。
(内容)	当該事業は、佐賀県食品衛生協会の支部と保健福祉事務所が地域婦人連絡協議会と連携し、地域婦人連絡協議会会員ほか消費者を対象に実施する。事業実施に当たっては、地域婦人連絡協議会は会員への参加呼びかけを担当し、当協会及び保健福祉事務所は施設選定などの企画・実施を担当する。 当該事業を通して、地域婦人連絡協議会会員ほか消費者に対して食品衛生に関する知識及び食中毒防止意識の向上を図ることにより、食品衛生の普及啓発を図る。

【佐賀中部支部】

令和2年度は佐賀中部支部での開催なし。

【鳥栖支部】

令和2年度は鳥栖支部での開催なし。

【唐津支部】

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催なし。

【伊万里支部】

令和2年度は伊万里支部での開催なし。

【杵藤支部】

令和2年度は杵藤支部での開催なし。

区 分	内 容
1 事業の対象者	佐賀県民
2 事業の財源	受取地方公共団体補助金、受取入会金、受取会費のほか収益事業からの繰入金を財源とする。
3 補助金の交付元	佐賀県（生活衛生課）

4 補助金の名称	佐賀県食品衛生協会補助金
5 補助金の目的	食品衛生等思想啓発事業に対する補助

○公1-エ 手洗い実演講座【園児や小学生及びその保護者を対象】

(趣旨)	食品衛生、食中毒防止の意識を向上させ、公衆衛生の向上を図る。
(内容)	<p>幼稚園、保育園、小学校において園児、児童並びにその保護者等に対し、効果的な手洗いを食品衛生指導員が実演し、また実際に受講者に体験させることにより、衛生管理の重要性や食中毒の予防の意識を高める。内容的には、手洗いチェッカーを使用して手洗いの重要性を指導するとともに、ルミテスターによる洗浄度測定を実施する。</p> <p>当初は県内の一部地区のみを対象として実施していたが、現在は、県内全域の幼稚園、保育園及び小学校等を対象として実施している。</p> <p>なお、当該事業は「ノロウイルス予防強化期間（11月～1月）」を中心に実施する。</p> <p>※注釈 ルミテスターとは、 手指や食品加工設備機器に付着した汚染物質（ATP量）を高感度で測定した洗浄度測定器。</p>

【佐賀中部支部】

No.	日時	場所	参加者(名)
1	11月9日	諸富南幼稚園	50
2	11月10日	諸富北幼稚園	50
3	11月11日	たかぎこども園	50
4	3月5日	南部保育園	40
5	3月6日	北部保育園	40
合計			230
講師	食品衛生指導員		
受講料	無料		
参加者	佐賀中部支部管内の幼稚園、保育園、小学校の園児、児童及び保護者等		

コロナ禍で手洗い講習が出来なかった施設に手洗いの普及啓発の為「ノロウイルス予防手洗いキャンペーン」として爪ブラシを配布した。

No.	日時	場所	参加者(名)
1	10月20日	川上こども園	50
2	10月20日	ロザリオ幼稚園	50
3	10月20日	川上保育園	50
4	10月20日	保育園ひなた村自然塾	50

5	10月20日	松梅保育所	50
6	10月20日	春日保育園	50
合 計			300

【鳥栖支部】

No.	日 時	場 所	参加者（名）
1	11月16日	基山バディ認定こども園	60
2	12月8日	鳥栖双葉保育園	54
3	12月9日	さくらの杜保育園	64
合 計			178
講師	食品衛生指導員		
受講料	無料		
参加者	鳥栖支部管内の幼稚園、保育園の園児及び保護者等		

【唐津支部】

No.	日 時	場 所	参加者（名）
1	10月22日	打上小学校 1.2年生	50
2	12月8日	名護屋小学校 1.2年生	50
合 計			100
講師	食品衛生指導員		
受講料	無料		
参加者	唐津支部管内の小学校の児童及び保護者等		

【伊万里支部】

今年度開催なし。保育園より依頼なし。

【杵藤支部】

No.	日 時	場 所	参加者（名）
1	11月17日	鹿島市 鹿島市立七浦小学校 1・2年生合同	50
2	12月8日	鹿島市 ことじ保育園	50
3	2月24日	太良町 太良高等学校 1・2年生	110
合 計			210
講師	食品衛生指導員		
受講料	無料		
参加者	杵藤支部管内の介護施設、食品営業施設、保育園等の入所者等、園児及び保護者等。		

区 分	内 容
1 事業の対象者	佐賀県内の幼稚園、保育園、小学校の園児、児童及びその保護者

2 事業の財源	受取民間補助金、受取地方公共団体補助金、受取入会金、受取会費のほか収益事業からの繰入金を財源とする。	
3 公益社団法人日本食品衛生協会	補助金の交付元	公益社団法人日本食品衛生協会
	補助金の名称	「ノロウイルス食中毒予防強化期間」事業助成金
	補助金の目的	「ノロウイルス食中毒予防強化期間」事業に対する補助
4 佐賀県（生活衛生課）	補助金の交付元	佐賀県（生活衛生課）
	補助金の名称	佐賀県食品衛生協会補助金
	補助金の目的	食品衛生等思想啓発事業に対する補助

（公2）食品衛生の自主管理推進事業

【事業の趣旨】

食品等事業者自らが衛生管理を徹底することにより食中毒等の食品事故を防止し、消費者に対して安全な食品の提供ができ、食品衛生の向上に寄与する。

【事業の構成】

本事業は、次の四つの事業により構成される。

公2ーア 食品衛生自主管理事業

公2ーイ 食品衛生指導員の育成及び教育研修会

公2ーウ 食品衛生責任者講習会、調理師試験準備講習会及びフグ取扱者養成講習会

公2ーエ 食品衛生功労者優良施設表彰

【事業をまとめた理由】

公2ーアから公2ーエの事業は、自主的な衛生管理を推進することにより、食品衛生の向上及び増進につながり、公衆衛生の向上を図るという点で共通の目的を達成した手段と位置づけられることから一つにまとめた。

【個別の事業の内容】

○公2ーア 食品衛生自主管理推進事業

（趣旨）	安全な食品を消費者に提供することは食品等事業者の責務であり、そのため施設の衛生管理は自らの責任で徹底を図る必要がある。それらの周知徹底を図るための支援・指導を行う。
（内容）	当協会が委嘱している食品衛生指導員が食品営業施設を定期的に巡回し、施設内外の清潔保持、食品取扱設備の衛生管理、鼠・昆虫等の駆除状況等を指導・助言するとともに、営業者自らが行う施設の衛生管理等を支援する。 行政から事業者への周知依頼があった食品衛生法等の改正や食中毒等の緊急情報などについて、各支部・食品衛生指導員を通じ事業者へ伝達するとともに、ホームページにも掲載し、早期の予防対策を図る。 なお、巡回指導や情報伝達は、全事業者を対象に行う。

※指導員数は R2.4.1 現在 347 人

【佐賀中部支部】

各支部の指導員(佐賀中部支部 134 人)が年間一人当たり 5 回(日)を目標に巡回指導を行った。

区 分	R2 (件)	R1 実績 (件)
新規施設延	126	122
更新施設延	308	413
その他夏季・冬季巡回指導等延	4,359	4835
計延	4,793	5370

【鳥栖支部】

各支部の指導員(鳥栖支部 31 人)が年間一人当たり 5 回(日)を目標に巡回指導を行った。

区 分	R2 (件)	R1 実績 (件)
新規施設延	0	1
更新施設延	202	190
その他夏季・冬季巡回指導等延	115	157
計延	317	348

【唐津支部】

各支部の指導員(唐津支部 64 人)が年間一人当たり 5 回(日)を目標に巡回指導を行った。

区 分	R2 (件)	R1 実績 (件)
新規施設延	148	117
更新施設延	375	263
その他夏季・冬季巡回指導等延	1,406	1,617
計延	1,929	1,997

【伊万里支部】

各支部の指導員(伊万里支部 38 人)が年間一人当たり 5 回(日)を目標に巡回指導を行った。

区 分	R2 (件)	R1 実績 (件)
新規施設延	46	43
更新施設延	390	230
その他夏季・冬季巡回指導等延	813	1,073
計延	1,249	1,346

【杵藤支部】

各支部の指導員(杵藤支部 77 人)が年間一人当たり 5 回(日)を目標に巡回指導を行った。

区 分	R2 (件)	R1 実績 (件)
新規施設延	188	200
更新施設延	354	285
その他夏季・冬季巡回指導等延	1,673	1,774

計延	2,215	2,259
----	-------	-------

【県計】

区 分	R2 (件)	R1 実績 (件)
新規施設延	508	486
更新施設延	1,629	1,430
その他夏季・冬季巡回指導等延	8,366	9,393
計延	10,503	11,309

(巡回指導項目)

施設内外の清潔保持、食品取扱設備の衛生管理、鼠・昆虫等の駆除、食品取扱者の清潔保持と健康管理、使用水の衛生管理、原材料の品質管理 など

【行政からの情報伝達依頼件数 R02/3/31 現在】

項目	R2 (件)	R1 実績 (件)
1 食中毒関係	21	9
2 食中毒関係以外	71	35
合 計	92	44

○HACCP の考え方に基づく衛生管理の実施

(行政機関との連携)

- ・ 食品衛生指導員には改善命令等の権限がないので、巡回指導時における問題事例等については、行政機関の食品衛生監視員と連携し改善指導を行う。
- ・ 行政機関が行なう監視業務（営業許可更新時の施設点検）に随行し知識を学ぶ。
- ・ 講習会、研修会等の講師依頼

区 分	内 容	
1 事業の対象者	佐賀県内の食品等事業者（会員以外の者も含む）	
2 事業の財源	受取民間補助金、受取地方公共団体補助金、受取入会金、受取会費のほか収益事業からの繰入金を財源とする。	
3 公益社団法人日本食品衛生協会	補助金の交付元	公益社団法人日本食品衛生協会
	補助金の名称	食品衛生指導員活動特別補助金
	補助金の目的	食品衛生指導員の活動等に対する補助
4 佐賀県（生活衛生課）	補助金の交付元	佐賀県（生活衛生課）
	補助金の名称	佐賀県食品衛生協会補助金
	補助金の目的	食品衛生自主管理推進事業に対する補助

○公 2-イ 食品衛生指導員の育成及び教育研修会

(趣旨)	食品衛生協会の事業活動の中核を担う、食品衛生指導員の育成及び指導資質の向上を図る。
(内容)	<p>食品衛生指導員は、定期的に事業施設を巡回し、施設内外の清潔保持、設備の衛生管理状況等について指導助言や、食品衛生月間を中心に行なう啓発食品衛生思想の普及啓発事業を推進しており、食品衛生指導員の知識・資質の向上を図ることにより食品事業者の衛生管理の向上を推進し、さらには消費者の食の安心・安全に寄与する。</p> <p>派遣事業のうち全国大会は、各県会長会議、功労者・優良施設・優秀指導員の表彰式典等により構成されていることから、会長他役職員並びに被表彰者を派遣する。費用については、会長他役職員は、旅費規程に基づく旅費を負担し、被表彰者に対しては、一人あたり 3 万円を負担することになっている。</p> <p>派遣事業のうち九州大会は、毎年指導員全体（350 名）の約 3 分の 1（約 120 名）を派遣する。費用については、交通費（公共交通機関や貸切バス代等）や宿泊代等の経費として 1 人 10,000 円（沖縄県は 15,000 円）を限度に負担している。</p> <p>また、食品衛生協会の中核として活動している食品衛生指導員の 2 年ごとの委嘱替えに伴い新規指導員を養成するとともに、指導員の活動の推進と資質向上を図るため、特別研修会を毎年開催する。</p>

- ・ **全国大会**：令和 2 年 10 月 21 日、22 日（ニッショーホール、銀座ブロッサム）の予定であったが、中止となった。
- ・ **九州大会**：令和 2 年 5 月 13 日（佐賀市文化会館）の予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策のため、書面開催とした。
- ・ **食品衛生指導員全国研修会**：令和 2 年 9 月 28 日～29 日（大阪市）の予定であったが、開催見送りとなった。
- ・ **食品衛生指導員特別研修会**

期日	令和 3 年 2 月 2 日（メートプラザ佐賀）
テーマ	佐賀県食品衛生条例の改正についての講演、全国大会体験者発表者推薦のための支部活動状況発表と審査会
講師	行政の食品衛生担当職員、食品衛生指導員等
受講人数	146 名参加（佐賀中部 63 名、鳥栖 12 名、唐津 23 名、伊万里 13 名、杵藤 35 名）
受講料	無料

○公 2-ウ 食品衛生責任者講習会、調理師試験準備講習会及びフグ取扱者養成講習会

(趣旨)	消費者に安全・安心な食品を提供するため、食品衛生責任者及び調理師等の資質の向上を図る。
(内容)	消費者が安心できる安全な食品を提供することは、食品等事業者課せられた社会的責務であり、営業者は施設又はその部門ごとに、食品衛生に関する責任者

	<p>(食品衛生責任者)を定める必要があり、当協会では、食品衛生責任者未資格者を対象とした「食品衛生責任者養成講習会」、並びに佐賀県条例に規定した食品衛生責任者が「常に食品衛生に関する新しい知見を習得」するための「食品衛生責任者実務講習会」を県から講習会実施機関として指定を受け実施する。</p> <p>また、食品衛生に関する専門家である調理師を育成することが、広く消費者に対し安全・安心な食品を提供することにつながることから、調理師試験を受験するものを対象に準備講習会を実施する。</p> <p>さらに、フグ取扱者として必要な知識及び技能を習得させ、フグの毒に起因する食中毒の発生を防止することを目的として、フグ取扱者養成講習会を実施する。</p>
--	---

・食品衛生責任者養成講習会

新規営業者等を対象に、国の通知に基づき食品衛生学(食中毒予防と衛生管理など)、食品衛生法(食品衛生法の全体像・自主的な衛生管理など)、公衆衛生学(環境衛生・労働衛生等)に関する科目を指定されたテキストにより実施した。

講師：行政機関の担当職員等

受講料：11,000 円/税込

区分	実施時期	回数	受講者数(名)
佐賀中部	7月、11月、3月	3	215
鳥栖	8月、1月	2	69
唐津	8月、12月	2	102
伊万里	8月、1月	2	43
杵藤	7月、3月	2	100
合 計		11	529

・食品衛生責任者実務講習会

食品衛生責任者を対象に、行政機関の監修のもと毎年作成したテキストに基づき実施した。

講師：行政機関の担当職員等

受講料：3,850 円/税込

区分	実施時期	回数	受講者数(名)
佐賀中部	9月4回、10月7回、11月3回、未受講者1月	15	3,758
鳥栖	10月5回・未受講者11月	6	1,020
唐津	8月2回・9月6回(1回台風の為に中止)・未受講者10月	9	1,884
伊万里	9月3回・10月1回・未受講者11月	5	976
杵藤	9月10回・10月2回	12	1,898
合 計		47	9,536

・調理師試験準備講習会

調理理論、公衆衛生学、食品衛生学、衛生法規等について大学等の専門家を講師に実施した。

講師：大学等専門課程の教授、講師等

受講料：11,000 円/税込

※調理師試験準備講習会の公益性

食中毒等事故は大規模事業施設で発生する確率が高く、被害者も多数に及ぶこととなる。調理師は食品衛生知識を有しており、より多くの調理師を育成することは、公衆衛生の向上に寄与すると考える。

民間の専門学校等において行われている試験対策講座は入校することが必要であり、働きながら学ぶことが困難である。また、通信教育においても受講料も高額であり、テキスト等の書籍中心の自己学習となる。本講習会は専門学校等に入校することが困難である食品等事業従事者等を受講対象とし、通信講座による自己学習では習得できにくい食品衛生意識の向上を専門家による講義により安価で学習する場として実施しているものであり、公益性のある事業と考える。

	期 日	場 所	受講者数 (人)
唐津会場	令和2年9月8日～9月10日	相知交流文化センター	30

・フグ取扱者養成講習会

令和元年10月31日付けで厚生労働省から「フグ処理者の認定基準について」通知があり、予定されている詳細通知に基づき佐賀県と打ち合わせ、養成講習会の内容の決定を行い、その後受講希望の状況により実施することとしていたが、詳細通知がなく内容の決定が出来ず、実施出来なかった。

※新たにフグを取扱う者は、「佐賀県フグによる事故防止対策実施要綱」に基づき知事が指定する「フグ取扱者養成講習会」を受講しなければならない。（同要綱第7条）

講師：行政機関の担当職員及びフグ取扱いの専門家

受講料：10,000 円/税込

※フグ取扱者養成講習会の公益性

当講習会は従前から、前記の「食品衛生責任者講習会」と同様に、知事の指定を受けて当協会が実施（座学は県担当課の職員が担当）しているものであり、フグ取扱者として必要な知識及び技能を習得することにより、フグの毒に起因する食中毒の発生を防止する目的で実施するものであることから公益性があるものとする。

区 分	内 容	
1 事業の対象者	養成講習会	県内の食品等事業者及び従事者
	実務講習会	食品衛生責任者
	調理師試験準備講習会	調理師試験を受験する者
2 事業の財源	受講料を財源とする。	

○公 2-エ 食品衛生功労者、優良施設表彰

(趣旨)	食品衛生の普及向上等に功労があった者及び常に施設の衛生管理に努め行政機関から優良と認められた施設については、他の模範として表彰を行ない食品衛生に対する意識の高揚を図り、もって食品衛生の推進に資する。
(内容)	食品衛生功労者、優良施設及び優秀食品衛生指導員について、表彰基準に基づき表彰する。

【食品衛生功労者表彰基準】

4月1日現在、(1)の対象のいずれかに該当するもので、(2)の食品衛生向上に関するいずれかの功績が特に顕著であり、かつ他の模範とするに足るものであること。ただし、過去において日本食品衛生協会会長から食品衛生功労者として表彰されているもの、並びに被表彰者としてふさわしくない行為にあったものはこれを除く。

(1) 対象	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食品関係団体役員として在職10年以上であって年齢が満45歳以上であること。 2. 食品衛生指導員として従事し、在職期間が10年以上のもの。 3. 食品関係の営業者で営業に従事する期間が10年以上であり年齢が45歳以上であること。 4. 食品関係営業の従業員にして引き続きその施設に10年以上勤務するもので年齢が満45歳以上であること。 5. 食品衛生協会組織の職員で在職期間が15年以上のもので年齢が満45歳以上であること。
(2) 功績内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食品衛生行政に積極的に協力し、業界の指導及び食品衛生協会組織の強化並びに事業の推進に尽力、食品衛生の向上に貢献する功績。 2. 食品衛生行政並びに食品衛生協会の事業活動に積極的に協力、食品衛生の向上に貢献する功績。

【食品衛生優良施設表彰基準】

食品衛生法の対象である営業の施設であって4月1日現在において次の各号に該当し、その施設が衛生上優秀で他の模範とするに足るものであること。ただし、過去において佐賀県食品衛生協会会長から食品衛生優良施設として3回表彰を受けた施設及び営業者が表彰にふさわしくない行為のあったものについてはこれを除く。

1. 表彰の対象となる施設において、営業が開始されてから満5年以上経過しているものであること。ただし、中途において食品衛生に関する施設の改善が行なわれたものであるときは、改善完了後の施設において満2年以上営業が行なわれたものであること。
2. 施設が衛生的であって従業員の衛生知識が徹底しており、食品の取り扱いが衛生的に行なわれ、かつ施設の衛生管理並びに従業員の健康管理が優秀であること。
3. 過去2年間における監視成績が平均90点以上であること。

【優秀食品衛生指導員表彰基準】

食品衛生指導員として指導活動が顕著で、他の模範とするに足るもので、4月1日現在、委嘱年から5年以上経過しているもの。

(選考方法)	食品衛生功労者については、各支部の支部長、各地区代表者（分会長等）及び食品衛生業務に従事する佐賀県職員で構成する表彰委員会において、表彰基準に基づき表彰候補者を選考し、本部へ推薦のうえ決定する。また、食品衛生優良施設については、保健福祉事務所の監視成績に基づき、功労者と同様の手続きで選定し決定する。
--------	--

県知事・部長、県協会長表彰は R02. 6. 16 書面開催の定時総会において表彰した。また、厚生労働大臣、日食協会長・理事長表彰は R02. 10. 21～22 開催予定の食品衛生全国大会が開催見送りになり、表彰文の送付があった。

区分		厚労大臣	日食協会長	日食協理事長	県知事	県部長	県協会長
佐賀中部支部	食品衛生功労者	1	1		1	2	4
	〃 優良施設	1	1		1	2	7
	〃 優秀指導員						5
鳥栖支部	食品衛生功労者	—	—		—	1	—
	〃 優良施設	—	—		1	1	1
	〃 優秀指導員			—			—
唐津支部	食品衛生功労者	—	—			1	3
	〃 優良施設	—	—		—		1
	〃 優秀指導員			—			3
伊万里支部	食品衛生功労者	—	1		1	1	2
	〃 優良施設	—	—		1	1	2
	〃 優秀指導員			—			—
杵藤支部	食品衛生功労者	—	—			1	4
	〃 優良施設	—	—			1	3
	〃 優秀指導員			1			—

合計	食品衛生功労者	1	2		2	6	13
	” 優良施設	1	1		3	5	14
	” 優秀指導員			1			8
	合 計	2	3	1	5	11	35

2 収益事業

(収1) 会員のために実施した共済事業

食中毒をはじめとしたリスクに備えるため、日本食品衛生協会が運営した会員を対象とした食品営業賠償共済、あんしんフード君（総合食品賠償共済）、火災共済等への加入促進について、新規許可申請や許可更新時に共済加入を勧めるとともに、各種講習会においても共済加入の案内を行った。

令和2年度共済加入状況

区 分	佐賀中部	鳥栖	唐津	伊万里	杵藤	計
賠償共済全体	1,277	235	652	318	612	3,094
内あんしんフード君	615	128	163	178	195	1,279

※「共済加入状況【賠償共済・火災共済】令和3年3月31日現在」より

【参考】

令和元年度加入状況

区 分	佐賀中部	鳥栖	唐津	伊万里	杵藤	計
賠償共済全体	1,265	230	655	320	614	3,084
内あんしんフード君	554	115	155	162	182	1,168

※「共済加入状況【賠償共済・火災共済】令和2年3月現在」より

令和2年度火災共済加入状況

区 分	佐賀中部	鳥栖	唐津	伊万里	杵藤	計
火災共済（件数）	4	2	7	12	1	26

※「火災共済契約受付通知書 令和3年3月31日現在」より

【参考】

令和元年度火災共済加入状況

区 分	佐賀中部	鳥栖	唐津	伊万里	杵藤	計
火災共済（件数）	3	2	7	12	1	25

※「火災共済契約受付通知書 令和2年3月31日現在」より

(収2) 衛生用品の販売

事業者からのニーズが多い手洗い消毒液、洗浄消毒液、調理用手袋、隔測温度計等の衛生用品について、事務所窓口の商品のパンフレットやチラシ、また一部については現物をおいて購入要望に対応した。

※令和3年3月末

区 分		販売実績(物販売 上収入) A	物販売上原価 B	販売手数料収 入 (A-B)C
佐賀中部	R2	266,470	208,299	58,171
	R1	367,690	283,491	84,199
	販売商品 名	隔測温度計、シャボ X3、アルペット HN、 HACCP 衛生管理計画・記録簿、 はじめよう HACCP		
鳥栖	R2	5,721	4,577	1,144
	R1	3,440	2,652	788
	販売商品 名	隔測温度計、管理計画記録簿、リーフレット(英語版)		
唐津	R2	428,388	324,503	103,885
	R1	153,979	116,340	37,639
	販売商品 名	隔測温度計、シャボネット・ユム、ジアノック 3kg、アルペット HN (5L、17L)、HACCP 衛生管理 記録簿		
伊万里	R2	235,178	177,663	57,515
	R1	177,648	149,117	28,531
	販売商品 名	隔測温度計、アルペット HN、シャボネット P-5 等		
杵藤	R2	271,265	208,867	62,398
	R1	187,268	145,482	41,786
	販売商品 名	隔測温度計、Aアルペット HN、アルペット HN (5L・ 500ml)、シャボユム、HACCP 衛生管理記録簿		
県計	R2	1,207,022	923,909	283,113
	R1	890,025	697,082	192,943

(収3) 事務受託等事業

- ・市町が獣医師会に委託して毎年4～5月を中心に実施している狂犬病予防注射の注射料金の収納業務を獣医師会から受託した。
- ・水質検査を希望した会員に対し、容器の貸し出しを行った。

(単位：円)

支部名	項目	令和2年度	令和元年度
佐賀中部支部	狂犬病注射手数料	491,875	523,800
	水質検査容器貸出	0	0
	計	491,875	523,800
鳥栖支部	狂犬病注射手数料	114,500	190,560
	水質検査容器貸出	0	0
	計	114,500	190,560
唐津支部	狂犬病注射手数料	229,500	237,720
	水質検査容器貸出	24,300	29,250
	計	253,800	266,970
伊万里支部	狂犬病注射手数料	252,625	250,680
	水質検査容器貸出	8,550	8,550
	計	261,175	259,230
杵藤支部	狂犬病注射手数料	387,125	378,720
	水質検査容器貸出	13,500	9,900
	計	400,625	388,620
県計	狂犬病注射手数料	1,475,625	1,581,480
	水質検査容器貸出	46,350	47,700
	計	1,521,975	1,629,180